

令和2年度 第2回酒田市国民健康保険運営協議会会議録（概要）

日 時：令和2年11月24日（火）午後1時30分～午後2時30分

場 所：市役所3階 第一・第二委員会室

出席委員：阿波由紀委員、池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、尾形浩委員、
富樫正幸委員、阿部建治委員、桐澤聡委員、原田勇委員、阿部公一委員、
佐藤昌司委員

市 側：健康福祉部長、税務課長、納税課長、市民課長、健康課長、介護保険課長、
国保年金課長、国保担当職員

会議録署名委員：阿波由紀委員、原田勇委員

諮 問：酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

答 申

協議案件：令和2年度国民健康保険特別会計12月補正予算（案）の概要について

そ の 他

- （1）国保運営協議会の運営等について
- （2）山形県国保運営方針（中間見直し版）案の概要について
- （3）新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険における
傷病手当金の支給に係る適用期限の延長について
- （4）固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の取り扱いについて

【1 開 会】

【2 会議録署名委員の指名】

【3 諮問案件の提出】

市長（代理：健康福祉部長）より会長宛 諮問書が提出される。

（ 委員に諮問書の写しが配付 ）

【4 市長あいさつ】 代理：健康福祉部長

【5 諮 問】

「会 長」

次第に従い「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。
諮問案件の内容について説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」 （ 資料に基づいて説明 ）

「会 長」

ただいま、諮問案件である「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」の
説明がありましたが、委員の皆さんから、ご意見、ご質問はございませんか。

「A委員」

今回の一部改正に関しては、住民税とかの基礎控除の10万円引き上げということで、他の自治体の国保特別会計においても同じような動きが見られると思うので賛成ですが、施行期日が令和3年1月1日ということで、令和2年度の国保特別会計当初予算の段階では、この変更点について、まだ見通しがなかった状況ですよ。

「国保年金課長」

今回の改正に伴う国保税収に対する影響については、令和2年度に国保税の税率改正をしましたが、その際、この改正を前提に税率改正をしたものです。具体的に令和2年度の税率改正時の影響額として約3,400万円～3,500万円の国保税が減収になると見込みました。

「A委員」

すると、令和2年度当初予算案には、その数字が含まれていたわけですね。

「国保年金課長」

そのとおりです。

「B委員」

基礎控除が33万円から43万円に引き上げられて、10万円は減税した分ということでしたが、給与所得者の数から1を引くということは、その家族の中に給与で働いている人がいればということですか。

「国保年金課長」

そういうことです。

「B委員」

給与で働く人がいなければ、 $1 - 1 = 0$ になるということですか。

「国保年金課長」

そう理解しています。

「B委員」

給与を受けている方は、国保ではなく社会保険で引かれているわけですね。

「国保年金課長」

給与所得者でも社会保険の適用とならない方がいますし、そういう方も給与という形で受けていますので、そういうことも有り得るわけです。社会保険の適用には、一か月当たりの報酬がいくらだとか、勤務時間数だとか条件がありますので、給与所得者であっても国保に加入されている方は当然いらっしゃると思います。

「B委員」

例えば、アルバイト的なもので給与を受け取っている人が一人いれば、1を引くので0になり、二人いれば1を引くので1になるということですか。

「国保年金課長」

そのとおりです。

「会 長」

我々の税金が下がるということですか。

「国保年金課長」

先ほども説明したように、働き方改革ということで、本来であれば給与とか公的年金の方については控除を引き下げるので所得は増えますが、基礎控除を10万円引き上げるので影響はないということになります。ただし営業とか事業をやっている方は給与所得の控除がないので、基礎控除を引き上げて減税するという意味だと捉えています。

「会 長」

他にございませんか。

(な し)

「会 長」

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。諮問案件である「酒田市国民健康保険税条例の一部改正について」を原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「会 長」

ご異議なしと認めます。よって、本諮問については原案のとおり答申することに決しました。

【6 答 申】

(委員に答申案が配付)

「会 長」

皆さんのお手元に答申案が配付されたことと思います。答申案の内容について、ご意見をいただきたいと思いますが、何かございませんか。

(な し)

「会 長」

ないようですので、答申を行いたいと思います。

会長より市長（代理：健康福祉部長）宛 答申書が提出される。

(委員に答申書の写しが配付)

【7 協議案件】

「会 長」

7の協議案件に入ります。

「(1) 令和2年度酒田市国民健康保険特別会計12月補正予算(案)について」、説明をお願いします。国保係長。

「国保係長」 (資料に基づいて説明)

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

「A委員」

歳入と歳出に国保システムの改修というキーワードが出てきましたが、国保システムの改修とは、具体的にどのような改修なのですか。

「国保係長」

国保システムの改修内容については、平成30年度の税制改正において、個人所得課税の見直しが行われたことから、国保税においても見直しが必要となったため改修するものです。

「A委員」

個人所得課税の見直しに連動して国保税はどんなところが見直されるのですか。

「国保年金課長」

補足しますと、只今答申をいただいた低所得者の軽減の見直しの算定方式が変わるため、それに伴いシステム改修を行うものです。それと基礎控除額と給与所得者及び公的年金受給者の控除額が変わるため、課税におけるシステムの変更が必要なこと

から改修するものです。

平成30年度の税制改正ですが、令和3年度の国保税から新しい方式での算定となることから、平成30年度の税制改正に伴う国保システムの改修となるものです。

「C委員」

一番下の償還金は文字どおり還すということでしょうが、6ページの歳入の県支出金の最初に普通交付金が74億円あって、令和2年度に粗々の計算で受け取って、前年度の精算で7ページ右下の償還金が発生するという仕組みなのですか。

「国保年金課長」

5ページの一番下に、令和元年度県保険給付費等交付金とあるように、令和元年度の交付金で、平成30年度の県単位化から県から全額交付されることになりました。令和元年度の県の概算による本市への交付金が最終的に多く交付されたことで、8月上旬に額が確定し、余分に交付された約1億3,600万円を返還するものです。

「D委員」

国保財政調整基金の現在高はいくらですか。

「国保年金課長」

12月補正後で約21億円です。

「D委員」

取り崩しをした時や積み立てをした時は、その都度、現在高がどのようになっているのか、わかるような資料にしてください。

「国保年金課長」

次回から現在高がわかるような資料にいたします。

「会 長」

他にございませんか。

(な し)

【8 その他】

「会 長」

8のその他に入ります。

最初に「(1) 国保運営協議会の運営等について」、説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」 (資料に基づき「1 公開する会議録例(案)」について説明)

「会 長」

この場で決めるんですか。

「国保年金課長」

前回は説明していますので、今回の案で良ければ決定して次回から取り組みたいと考えています。

「会 長」

発言者の氏名は公表しないで、A委員、B委員、C委員といった表記にするということで差し支えないと思いますが、委員の皆さんはいかがですか。

「A委員」

我々に審議する場を与えていただいたことは大変ありがたいが、会議の議事録は国保特別会計の運営を行う市側にあると思うので、どのように市民に公開していくのかは行政側で判断すべきではないかと思っています。

それから、この会議が非公開でないのであれば、市民に情報発信する責務はあると思うし、国保の運営に関しても関心が低いと思うので、市民に向けての情報発信やメディアに事前にプレスリリースするなどして、会議の頭撮りとかをしてもらってもいいのではないかと思います。

「国保年金課長」

A委員から補足していただきましたが、我々も前回の会議で意見をいただきましたので、この修正案で了解していただければ、さきほど説明したような形でやりたいと思います。それについて皆さんから意見をいただきたいという意味です。

「A委員」

私は仕事柄、問題視していないが、名前の表記が気になる人はいるかもしれないので、名前を出さないやり方もあると思います。

「会 長」

固有名詞を出されると嫌だという方はいると思います。A委員は仕事柄、出されてもいいかもしれませんが、片方は出して片方は出さないというのもおかしいですから、A委員、B委員、C委員と統一したほうがいいというのが私の考えです。

「国保年金課長」

こちらの案のとおり、出席委員と会議録署名委員については実名をあげ、議事については支障のある委員もいるかと思うので、こちらはA委員、B委員といった表記でご了解いただければと思います。

「会 長」

みなさん、そういうことでよろしいですか。

(異議なし)

「会 長」

ご異議がないようですので、そのように進めたいと思います。

「国保年金課長」 （資料に基づき「2 会議の開催回数及び案件」について説明）

「A委員」

我々にとっては新年度からどうなっていくのかが一番重要なので、新年度に課題が発生しそうなところを、委員を通じて意見を聞いたりすることが非常に重要だと思っています。県の補正予算の決定時期を考え、第1回を8月上旬にしていると思うのですが、8月だと補正関係を審議する余地がないと思っています。

そうすると、新年度に向けた態勢に関して話し合う協議会は、第3回の2月上旬ということになるが、2月上旬だと経験上、県では4月以降の数字がはっきりしない状況にあったりして、次年度のものも検討するけれども、それがどうなったかについては4月以降に開催された協議会でわかったように思います。確かに4月、5月が忙しいことは認識しているが、むしろ11月下旬から12月上旬の第2回を省いてもいいのではないかと思ったところです。

「国保年金課長」

これまで5月に開催した経過は余りありません。というのは、協議会で協議していたただく案件がないということで、さきほどA委員がおっしゃった県の数字というのは納付金の意味ではないかと思いますが、翌年度の納付金であれば2月上旬には確定しており、税率の改正が必要であれば、納付金を踏まえた計算なので、はっきりと提示できます。

一方、県の国保会計については、前年度予算など、ほとんど市町村には情報がないものですから、県からいただけるとすれば、その時に資料提供という形で渡すことができるかと思っています。県の国保会計の前年度決算については、11月下旬頃の会議で市町村に提示されるので、第2回の協議会で委員に提示できるのではないかと思います。

これまでの案件から考えると、2月から8月まで間が空くという意見だと思いますが、その間は案件がないので、こういう形がベストではないかという考えです。

「A委員」

2月上旬の3回目が気になるところで、次年度の当初予算などは、その時に国保特別会計の資料を提示していただければと思いますが、その時期だと、まだ不完全な部分があり、3月になると確定しているということはないのか。

「国保年金課長」

本協議会を経て議会等に提出するので2月上旬には確定しています。3月や4月に開催したからといって、きちんとした数字が出るといったものではありません。毎年度4月に限度額の関係で協議会を開催していますが、限度額の関係だけでの開催がほとんどなので、2月に開催する時の報告で大丈夫だと考えています。

「A委員」

議会との関係もあるということですね。

「国保年金課長」

そうです。

「C委員」

開催時期は任せてもいいと思っっているんですが、それよりも、こういう場での内容について思うところがあります。今日いただいた「国保年金の概要」にも今年度の事業計画がありますが、酒田市国保加入者の皆さんの医療費などからの分析情報をもう少し出していただいて、市民の皆さんの健康状況とか、どんなところに医療費が使われているのかとか、それに対してどのような対策を打つことによって健康に繋がっていくのかといった、医療費を抑えるための事業があるのかとか、そんなことを皆さんの意見をいただいて議論するような内容があったほうがいいのではないかと思います。項目を見ても金目の話しかなくてソフトの部分がなくて、我々が客観的に意見を出す場がない感じがしました。

「国保年金課長」

貴重な意見をありがとうございます。医療費の分析については積年の課題ですので、今後わかりやすい形で皆様方に情報を提供して、協議していただく形をとりたいと考えています。

「会 長」

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは「（2）山形県国保運営方針（中間見直し版）案の概要について」、説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」（資料に基づいて説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

（ な し ）

「会 長」

ないようですので「（3）新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険における傷病手当金の支給に係る適用期限の延長について」、説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」（資料に基づいて説明）

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

(な し)

「会 長」

ないようですので「(4) 固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の取扱いについて」、説明をお願いします。国保年金課長。

「国保年金課長」 (資料に基づいて説明)

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆様から、ご意見、ご質問はございませんか。

(な し)

「会 長」

その他、委員の皆さんから何かございませんか。

(な し)

【9 閉 会】

「会 長」

ないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご苦勞様でした。